

議会報告会 報告書

担当班： 2 班 班代表者： 園田 依子

概要			
地区名 : 篠山地区 日時 : 平成 25 年 11 月 14 日 (水) 19:30 ~ 21:30 場所 : 城下まち会館 参加人数 : 20 人(男 17 人・女 3 人)	【出席議員】 園田依子 大上磯松 恒田正美 小島政行 吉田浩明 栗山泰三	(1) 開会あいさつ : 園田 (2) 議会報告 : 大上磯松 (3) 質疑応答 : 下記参照 (4) 意見・提言等 : 下記参照 (5) 閉会あいさつ : 吉田	挨拶・総括 : 園田 司会進行 : 恒田 報告 : 大上 受付・記録 : 吉田 栗山 会場(マイク) : 小島

【主な質疑】

質疑・意見	回答
・ これまでに、議案を否決したことはあったのか。	・ 最近の定例会では、市名変更にかかる予算計上において修正可決は行ないましたが、否決はありません。
・ 職員給与は減額されたが、議員報酬について削減等の検討はされたのか。	・ 期末手当を 10% 減額しています。
・ 水道料金が高いため、安い東播用水を利用するなど対策はできないか。	・ 合併後、当初の 6 万人構想で県水を導入し、多額の費用がかかっています。東播用水や県水については経緯もあり、ただちに改善は困難ですが、高料金対策などで対応しています。

質疑・意見	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯カメラの設置箇所はどの程度あるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で設置するものについては、補助制度が創設され、今後の設置となります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策について、篠山川の決壊・原発事故など最悪の事態をどの程度まで想定しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原発に関しては、安定ヨウ素剤配付を準備しています。市民や専門家等の意見を参考に、職員と議会でもしっかり議論し、災害対応を考えていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県防災センターで、防災は「行政に委ねることなく」「想定外の想定」「マップは役立たない」と伺ったが、市や議会でもしっかり考えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時は、まず自助が大切であると認識しています。地域にあった防災計画が必要と考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災ラジオが配付されているが、役に立っていないのではないかと。今は、メール等で情報をいち早く入手できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配付の必要性を認識していただくとともに、利活用が大事であると考えます。 ・ 執行者に、意見があったことを伝えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多額の市債を抱えているが、起債の状況は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の見直しを進めるとともに、新たな起債発行を抑え、減少してきています
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の ICT 化に合わせて、市政の課題について、各議員の意見や考えを議会ホームページ等で発信してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、ICT 化も含め、情報発信等に取り組むよう検討します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 兵庫医大跡地の建物が取り壊されているが、市が行っているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換手続きがまだできておらず、市として工事は行っていません。

質疑・意見	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・城跡南内堀復元場所に、新しい土塁に樹木が植えられ、南から石垣が見えない。城跡の景観に支障をきたしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備構想に基づき整備が進められ、築城時に合わせた復元をしています。
<ul style="list-style-type: none"> ・市街地のガス漏れ問題について、市民への情報提供や対応が遅い。また関係部署間の連携が出来ていないため、連携を密に取り組んでいただくとともに、指示命令に時間をかけすぎない対応をお願いしておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署に、意見があったことを伝えました。
<p>【住民投票条例について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成立要件として、投票率1/2以上とあるが、投票率が下降傾向の中、将来的にも実際にあり得るのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる課題は、市民にとって重大なものを想定しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・投票事務は市の選管となっているが、通常の選挙のように投票活動の規制はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・投開票の手続きにおいて、公職選挙法の規定の例によるものであり、署名活動等は適用されません。
<p>【空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家等には法務局・NTT跡等含まれるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・含まれると考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・空き家「等」に、空き地は含まれるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物もしくはそれらを含む土地である場合は含まれますが、単なる土地は該当しないと理解しています。